

町内自治会の皆様へ

2020 年 4 月 1 日「千葉市市民自治によるまちづくり条例」施行

千葉市のまちづくりの条例が生まれ変わります！

●市民自治によるまちづくり条例とは

この条例は、市民の皆さんが行うすべてのまちづくりを後押しするためのものです。まちづくりの基本理念、まちづくりを担う市民の皆さんや町内自治会の役割、市の責務などを定めています。

●「まちづくり」とは

社会の課題の解決を図り、より住みよい社会をつくることをいいます。こう聞くと、すごく難しく感じてしまうかもしれませんが、日常生活で感じた「もっとこうだったらいいのにな」「ここを改善したい」ということへの取組一つ一つが、住みよい社会をつくることにつながります。

●町内自治会の定義と役割

条例では、町内自治会を「一定の地域に住む市民によって自主的に構成された団体で、自分たちの地域をより良くするために活動するもの」と定義しています。また、まちづくりにおける町内自治会の主な役割を次の3つとしています。

- ①地域内の交流や親睦を図る活動に努めること。
- ②地域の住民の方の意見や市政に関する情報の収集と発信に努めること。
- ③自らの活動に関する情報の発信に努めること。

少子高齢化がますます進む中、誰もが明るく健やかに暮らし、地域の諸問題を解決していくためには、町内自治会の力が必要です。今後とも、よりよいまちづくりへご協力いただきますようお願い申し上げます。

裏面もご覧ください。

4月上旬に条例の解説書を公開する予定です。
詳しくは、市のホームページをご覧ください。

千葉市 市民自治によるまちづくり条例

検索

<お問い合わせ>

千葉市役所 市民局 市民自治推進部
市民自治推進課 公益活動班

電話 043-245-5664

FAX 043-245-5665

E-mail jichi.CIC@city.chiba.lg.jp

千葉市市民自治によるまちづくり条例（抜粋）

条例のうち、町内自治会に関係のある条文を抜粋しています。

第2条 定義（抜粋）

- (5) 町内自治会 一定の地域に住む市民によって自主的に構成された団体で、自分たちの地域をより良くするために活動するものをいいます。
- (7) 地域運営委員会 小学校区や中学校区などの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成される組織で、地域に住む市民の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるためのものをいいます。

第4条 市民の役割（抜粋）

- 5 市民は、まちづくりにおける町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会その他の団体の活動の重要性を理解し、その活動にできるところから取り組み、協力するよう努めるものとします。

第5条 町内自治会の役割

- 1 町内自治会は、地域における市民相互の交流や親睦を図る活動に努めるものとします。
- 2 町内自治会は、市に加え地域で活動する市民活動団体や事業者との連携を深め、身近な地域の課題の解決に取り組むよう努めるものとします。
- 3 町内自治会は、市民と市をつなぐ架け橋としての役割を認識し、市民の意見や市政に関する情報を収集するよう努めるものとします。
- 4 町内自治会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとします。

第8条 事業者の役割

- 1 事業者は、地域の一員としての認識を持ち、地域との調和を図り、その事務所又は事業所が所在する地域の活動や市が実施する市民自治の推進に関する施策に協力し、地域の課題等の解決に努めるものとします。
- 2 事業者は、従業員がその居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。

第10条 市民の自立的な活動の推進（抜粋）

市は、市民の自立的な活動の推進に向けて次のことに取り組みます。

- (1) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の設立に必要な支援
- (2) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動が継続し、発展するために必要な支援
- (3) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動への市民の参加の促進